



事務連絡  
令和4年8月23日

茨城県建設産業団体連合会会長 殿

茨城県土木部監理課長

建設工事等の契約手続きにおける電子契約について

このことについて、別添のとおり受注者向けの電子契約フローを作成しましたので、参考を送付いたします。

なお、貴職におかれましては、会員及び傘下団体等への周知につきましてもあわせてお願いいたします。



茨城県土木部監理課  
建設業担当 木村  
Tel : 029(301)4334  
e-mail : kanri3@pref.ibaraki.lg.jp

# 建設工事等の契約手続における電子契約について

茨城県土木部監理課

茨城県土木部では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の一環として、**建設工事及び建設コンサルタント業務において、令和3年7月1日から電子契約を導入しております。**

## 1 電子契約のメリット

- ・ 契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業）の削減
- ・ 費用（印刷代、郵送代、封筒代）の削減
- ・ 契約締結までの時間（郵送に要する時間）の削減
- ・ テレワークの推進や新型コロナウイルスまん延防止に寄与

## 2 電子契約の利用方法

- ・ 入札に参加する際に、電子契約に利用する電子メールアドレスを発注者に提出
- ・ 落札後、契約書等をデータで発注者に提出
- ・ 電子契約システムから電子メールが届くので、承認手続きを行い、契約成立
- ・ 詳細については以下のアドレスから利用ガイドをご確認ください。**電子契約に必要なフローを示しております。**

建設業担当ホームページメニューURL：

[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/  
kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html)

## 3 対象案件

**県土木部が発注する全ての建設工事及び建設コンサルタント業務**

※書面での契約を行うこともできます。

## 建設工事における電子契約の標準的なフロー

- 競争参加資格確認資料提出時に「電子メールアドレス確認書」を提出

9/1  
(木)

- 入札結果(落札)の受領
- 発注者と契約日を調整(このケースでは9/7で調整)
- 建設リサイクル協議(対象工事の場合)、契約保証手続き※  
※電子保証の場合、原則として申込日当日に手続きが完了
- 契約書等の作成

・ 契約書(様式第2号)(電子契約用) ※契約日は記載しない  
・ 建設リサイクル対象工事の場合、備考別表1～3の該当するもの  
・ 仲裁合意書(様式第3号)(電子契約用)  
・ 課税事業者届又は免税事業者届出書

9/2  
(金)

- 契約書等(ワード形式)、契約保証の保証証書※を電子メールで送信(入札結果の通知から5日以内(土日、祝日を除く))  
※書面(紙)の場合、先に保証証書の写しをメール送信し、原本は後日提出  
※電子保証の場合、保証事業会社からダウンロードした「認証キー」をメール送信するのみ

- 発注者が契約書を確認、承認

9/7  
(水)

- 電子契約システムから電子メールが届くので、契約書を確認、承認
- 契約締結権限者が契約書を確認、承認
- 契約締結(電子署名、タイムスタンプ)  
電子契約システムから契約締結の電子メールが届く
- 契約書を保管

※あくまでも標準的なパターンですので、日程については発注者と協議して下さい。